

業務指示書

モンゴル国道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年5月22日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年5月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するものか外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁維持管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（モンゴル及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年5月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第9.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び算出根拠

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ） 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- （ ） 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- （ ） 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- （ ） 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.069 円 , US\$1 = 97.84 円 , EUR1 = 127.92 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月 6日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課・第三課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課・三課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第8により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／橋梁維持管理／人材育成
橋梁損傷評価／補修対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

24.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年6月17日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の経験・能力
 - ②本件業務の実施方針
 - ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力
- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。
- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第10 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表

モンゴル国道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	8.00	
(4) プロジェクト運営・技術移転計画(専門家、機材、研修員受入等)の妥当性	9.00	
(5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション(業務方針的確性、現実性等)	4.00	
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/橋梁維持管理/人材育成	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	12.00	9.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)	8.00	8.00
2)業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: 橋梁損傷評価/補修対策	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

モンゴル国（以下、モンゴルという）は、面積 156 万 km²（日本の約 4 倍）の国土を有する、ロシア、中国に囲まれた内陸国である。モンゴル国内の道路延長は約 49,000km におよび、その中に 375 橋の橋梁が存在している。モンゴルの道路は、旅客輸送の約 98.5%（人数ベース）を担っており、貨物輸送においても鉄道に次ぐ輸送手段として、2005 年～2009 年の 5 年間で約 34.1%から約 42.7%（貨物重量ベース）に割合が増加するなど、モンゴルの経済活動における重要性が高まりつつある。特に、首都ウランバートル市はモンゴルの人口の 4 割以上が集中し道路総延長 460km を有しており（うち橋梁は 67 橋が存在）、近年の堅実な経済成長に伴い、貨物・旅客輸送量及び車両交通量が急激に増加しており、今後さらなる増加が予測されている。

しかしながら、モンゴルの道路橋の大部分は 1960 年以降に中国または旧ソ連の支援により建設されたものであるため老朽化が目立ち、その多くがリハビリ工事、補強工事、取替工事などの更新時期を迎えている。加えて、1990 年の民主化以降、維持管理予算の制約、技術者育成の遅れなどにより、老朽化の進行する橋梁の対策、維持管理が十分に行われていない。

モンゴルの橋梁の維持管理業務は、国有または民間会社等への外注により一部が実施されているが、小規模補修や緊急補修に留まっており、橋梁の点検、計画、補修、評価といった「橋梁維持管理サイクル」に基づく予防的、計画的な維持管理は行われていない。ウランバートル市内の道路橋の維持管理はウランバートル市（以下、「UBC」という）の道路局維持管理課が、ウランバートル市外の国道の道路橋の維持管理は道路交通省（以下、「MRT」という）の道路政策実施調整局維持管理課が担当しているが、いずれの職員も多くは橋梁の予防的、計画的な維持管理に関する高度な専門的知識に乏しいため、道路橋の維持管理に必要な点検、点検結果の評価、補修計画の立案等の技術の向上、関連するデータベース等の整備および橋梁維持管理の担当職員の育成が急務となっている。

また、JICA では我が国の対モンゴル国別援助計画の重点分野として位置づけられている「経済活動促進のためのインフラ整備支援」に基づく支援として、「ウランバートル市高架橋建設計画（無償資金協力：2009～2012 年）」にて通称「太陽橋」と呼ばれる道路橋建設事業を実施したほか、「ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業準備調査（有償資金協力）」では有償資金協力で道路橋建設事業を実施するための準備調査を実施しており、本プロジェクトはこれら我が国の援助で建設した、または建設する可能性がある道路橋の維持管理をより確実にするためにも非常に大きな役割を果たすことが期待されている。

かかる状況を踏まえ、モンゴル政府は橋梁の維持管理能力の向上につき、我が国に対し技術協力による支援を要請した。この要請を受け、JICA は 2013 年 4 月に本プロジェクトの協力計画を策定し基本的な事項についてモンゴル側と協議、確認するとともに、翌 5 月には MRT、UBC と合意議事録（Record of Discussions : R/D）を取り交わし協力内容について合意した。

本業務は、この R/D に基づき、MRT、UBC をカウンターパート機関（以下、C/P 機関）として技術協力「道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト」を実施するものである。

2. プロジェクトの概要

プロジェクト実施期間中はプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix : PDM）、活動計画表（Plan of Operation : PO）、ワーク・ブレイクダウン・ストラ

クチャー (Work Breakdown Structure : WBS) 等の事業管理ツールを英語のみで作成・更新する予定であるため、以下「(1) 上位目標」、「(2) プロジェクト目標」、「(3) 成果」は英語で記載する。プロポーザルにおいてもこれらの内容は和訳せず、英語で記載すること。

(1) 上位目標 (Overall Goal) :

Maintenance status of bridges is improved in Mongolia.

(2) プロジェクト目標 (Project Purpose) :

MRT's and UBC's capacity for planning skills of bridge maintenance is improved.

(3) 成果 (Outputs) :

1) Output 1 :

Concept of "Bridge management cycle" is widely understood, and guidelines and/or manuals regarding inspection, evaluation, priority assessment and selection of measures are developed.

<活動 (Activities) >

1-1. To draft, review and finalize a bridge inspection manual.

1-2. To draft, review and finalize an evaluation manual for condition / deterioration of bridges.

1-3. To draft, review and finalize a guideline for selection of bridge rehabilitation / retrofitting measures.

1-4. To conduct trainings / seminars on the concept of "Bridge management cycle".

2) Output 2 :

Database system to record information of bridges is developed in nation-wide and UBC.

<活動 (Activities) >

2-1. To collect information and/or documents related to existing bridges.

2-2. To collect information on the condition of existing bridges through site survey and to develop existing bridges' inventory.

2-3. To inspect existing bridges.

2-4. To evaluate condition / deterioration of existing bridges.

2-5. To propose rehabilitation / retrofitting measures of existing bridges.

2-6. To develop bridge database systems including inventory, design report / drawings, results and history of inspection etc. of existing bridges.

2-7. To establish the procedure and to develop manuals for input, reporting and update of bridge database system.

3) Output 3 :

National policy on maintenance and management are developed.

<活動 (Activities) >

- 3-1. To collect information and data on the existing bridge management system, budget, laws/regulations, policy and standard.
- 3-2. To draft a bridge maintenance and management policy.
- 3-3. To select necessary bridge maintenance works in accordance with the draft bridge maintenance and management policy.
- 3-4. To prioritize the selected bridge maintenance works.
- 3-5. To confirm total bridge maintenance work of the nation and to evaluate overall condition of existing bridges.
- 3-6. To develop an implementation schedule and to estimate a cost necessary for the bridge maintenance including the discussion with relevant organizations / agencies.
- 3-7. To develop a bridge maintenance and management program (long term and/or middle term).
- 3-8. To decide a bridge maintenance and management level and/or performance requirements.
- 3-9. To propose necessary bridge maintenance and management structure (organization, personnel etc.).

4) Output 4 :

Staff members related to bridge / structure maintenance and management in MRT and UBC are trained, and trainings are conducted by Mongolian side.

<活動 (Activities) >

- 4-1. To conduct surveys to confirm the capacity of organizations / officers in MRT and UBC related to bridge / structure maintenance and management.
- 4-2. To develop a training program for bridge / structure engineers.
- 4-3. To prepare training manuals and materials for capacity development of bridge engineers.
- 4-4. To conduct on-the-job-trainings, seminars and/or trainings for the bridge maintenance and management technologies including inspection, condition / deterioration evaluation and rehabilitation / retrofitting measures.
- 4-5. To propose the training system and plan for capacity development of officers related to bridge maintenance and management by Mongolian side.
- 4-6. To implement the training for officers related to bridge maintenance and management by Mongolian side.

(4) 対象地域 (サイト) :

ウランバートル市役所または MRT 本省 (所在地 : ウランバートル市) を拠点とし、国際道路 (international highway) 及び国道 (national highway) の 100m 以上の全橋梁 (約 68 橋) 及びウランバートル市内の全橋梁 (約 67 橋) を対象とする。

プロジェクトの活動場所 (執務室) は、MRT 本省またはウランバートル市役所のどちらかに設置されることとなっており、具体的な設置場所は 2013 年 6 月末までに

JICA へ連絡される予定である。

(5) 関係官庁・機関：

道路交通省 (Ministry of Roads and Transportation : MRT)
ウランバートル市 (Ulaanbaatar City Government : UBC)

(6) プロジェクト実施期間：

2013年8月～2015年7月 (24ヶ月、現地活動期間)

3. 業務の目的

本プロジェクトは、「道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト」の R/D に基づき、モンゴルにおける橋梁維持管理に関し、「橋梁維持管理サイクル」の概念の普及、各種マニュアル、ガイドラインの整備、データベースの整備及び関係機関職員の橋梁維持管理能力向上等のための業務（活動）を実施することで、MRT、UBC の予防的、計画的な橋梁維持管理計画の策定能力を強化することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務では、2013年5月上旬に署名された R/D に基づき実施する「道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト」において、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項を実施することとする。

またコンサルタントは本業務の実施にあたり、プロジェクトの目的がモンゴル側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、モンゴル側関係者に説明・協議の上、JICA に提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト現地実施体制

MRT、UBC の責任の下、MRT の道路維持管理課及び UBC の道路維持管理課から技術者が配置され、両者が合同で本事業の Joint Technical Group (JTG) を設立する（以下、「G/P 機関等」という）。（なお、JTG という名称については、モンゴル側からの要望により Project Implementation Unit (PIU) から変更したものであり、実質的な事業実施組織としての体制等は変わらない）。なお、協力計画策定時に本 JTG は 2014 年以降に強化し PIU として独立させることについてモンゴル側より提案があった。事業実施組織の強化については、プロジェクト開始後にその強化策の具体的内容、時期等について G/P 機関等の関係機関と協議すること。

また、モンゴル側は MRT、UBC 及び経済開発省 (MED) の代表者、日本側は JICA モンゴル事務所、別途派遣予定の橋梁維持管理アドバイザー (JICA 長期専門家) 及び本業務従事者から成る合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) を組織し、プロジェクトの進捗確認や関係機関との調整等を行う。

(2) プロジェクトの対象橋梁

本プロジェクトが対象とする橋梁はウランバートル市内の全橋梁（約 67 橋）、ウランバートル市外の国際道路及び国道上の 100m 以上の全橋梁（約 68 橋）である。対象の橋梁数についてはプロジェクト開始後、橋梁リスト、航空写真、現地確認等で精査することとする。

活動 2-1～2-5 は、上記約 135 橋を対象として実施する予定であるが、点検対象橋梁へのアクセス、現地の安全面を考慮し、135 橋全ての点検が不可能である場合は、JCC 会議等において対象とする橋梁数について協議・確認すること。

(3) プロジェクトの対象者

プロジェクトの対象者は、MRT 本省、UBC の各道路維持管理部署の職員であり、PIU に配置される職員等を対象に技術協力を行うこととする。活動 1-4、2-7、4-1～4-6 は橋梁維持管理に関するマスタートレーナー育成を目的とした活動であり、PIU に配置される技術者をマスタートレーナー対象者とするが、C/P 機関より希望があった場合はその技術者についてもマスタートレーナーへ含めて実施すること（MRT、UBC それぞれ 3 名程度の育成を想定している）。また、C/P 機関等が招集して他組織の技術者や MRT の地方事務所の技術者が現地研修（ワークショップ、セミナー等を含む）に参加する可能性があるが、これらの技術者が研修等に参加することを拒否する必要は無いが、技術協力の評価の対象者としては含めない。現地研修等を開催する場合の参加人数については、事前に C/P 機関等へ協議、確認すること。

(4) C/P 機関等の本邦研修

橋梁維持管理に関し、モンゴル国内で実施する C/P 機関及び関係機関職員への技術移転の成果発現を助長する方策として本邦研修が想定される。ただし、プロジェクト開始前の現時点ではその内容や対象者、実施時期を明確にすることが不可能であるため、コンサルタントはプロジェクトの進捗や成果の発現状況を踏まえ、JICA に本邦研修の内容、時期及び対象者を提案すること。

(5) 橋梁維持管理アドバイザーとの連携

本プロジェクトでは、本業務以外に主に橋梁維持管理計画の策定、体制の検討を支援する「橋梁維持管理アドバイザー（JICA 長期専門家）」を派遣する予定である。本業務のコンサルタントは、本プロジェクトの目標を達成するためにこの「橋梁維持管理アドバイザー」と協力し業務を遂行する必要がある。R/D に示す活動のうち、本業務と「橋梁維持管理アドバイザー」の役割分担は下記の通りを想定している。なお、「橋梁維持管理アドバイザー」は本業務開始 7 か月後（2014 年 2 月）を目途に派遣される予定である。なお、R/D、PO で想定されていない活動や活動の内容の変更等をプロポーザルで提案する場合は、下記の役割分担についてもプロポーザルに含めて提案すること。

- ア) 本業務で主体的に実施する活動：活動 2-1～2-5、活動 3-1、活動 4-1
- イ) 本業務で作成し、「橋梁維持管理アドバイザー」がレビューしたのちに、必要に応じて内容の修正を行う活動：活動 1-1～1-3、活動 2-6～2-7、活動 4-2～4-3
- ウ) 本業務と「橋梁維持管理アドバイザー」が共同で実施する活動：活動 1-4、活動 4-4、活動 4-6
- エ) 「橋梁維持管理アドバイザー」が主体的に実施するが、本業務にて活動の支援を行う活動：活動 3-3～3-4、活動 3-6、活動 4-5

オ) 「橋梁維持管理アドバイザー」が主体的に実施する活動：活動 3-2、活動 3-5、活動 3-7~3-9

(6) JICA プロジェクトとの連携

JICA では、我が国の対モンゴル国別援助計画の重点分野として位置づけられている「経済活動促進のためのインフラ整備支援」に基づく支援として、「ウランバートル市高架橋建設計画（無償資金協力：2009~2012年）」にて通称「太陽橋」と呼ばれる道路橋建設事業を実施したほか、「ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業準備調査（有償資金協力：2012年~）」では有償資金協力で道路橋建設事業を実施するための準備調査を実施している。

これらの橋梁はいずれも鋼橋で計画または建設されおり、これらの維持管理をより確実なものにするために、本プロジェクトにて実施予定の橋梁維持管理計画の策定（成果 3）、橋梁点検の実施（活動 2-3）、橋梁状態/損傷の評価（活動 2-4）、補修補強方法の提案（活動 2-5）、橋梁維持管理の現地研修の実施（活動 1-4、活動 4-4）にこれら鋼橋に関する内容を確実に含めること。また、既存の「太陽橋」の維持管理の作業内容に関する関係書類等を活用し、これらの橋梁に対する内容を橋梁維持管理マニュアル、ガイドライン（活動 1-1~1-3、活動 4-3）に含めること。

(7) 他ドナーとの連携

アジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）が、2013年完了予定で道路データベース（ヒアリングの結果、対象は構造物種別と舗装のインベントリー作成を主に実施）の整備等の道路維持管理に関する技術協力を実施していることを、事前協議の際に確認している。本技術協力には橋梁維持管理は含まれていないことから業務の重複はないが、業務内容が密接に関連することから、本業務の実施にあたっては ADB と定期的に情報共有し技術協力の進捗状況等を確認すること。

(8) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P 機関等のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に応じて、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントはプロジェクト全体の進捗や成果の発現状況を把握しつつ、必要に応じてプロジェクトの方向性について JICA に提言を行うことが求められる。

(9) 終了時評価調査

JICA は 2015 年 4 月に終了時評価調査を予定している。調査の実施に際してコンサルタントは、その基礎資料として実施済みの業務に関連する作成資料等を整理し JICA に提供するとともに、実務的に可能な範囲で現地調査に必要な便宜を供与するものとする。なお、調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更する可能性がある。

(10) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの経験と知見に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。なお、モンゴル特有の事

情を踏まえた提案である必要はなく、技術協力プロジェクトの実施に際し工夫すべき点を提案すること。

- 1) プロジェクト終了後も継続的に活用されるデータベース（「A database system to record information of bridges」）の開発手法
- 2) データベースの情報がプロジェクト終了後も継続的に更新されるために必要なデータ収集方法の確立手順
- 3) プロジェクト終了後も全国レベルで継続的に活用されるマニュアルの作成方法
- 4) マスタートレーナー、及び育成されたマスタートレーナーが実施する研修の対象者の選定基準

6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。想定される業務の工程はR/Dに添付のP0のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

(1) ワークプラン案の作成

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、本業務実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案（和文、モンゴル語文）を作成し、JICAと共有する。

(2) ワークプランの確定

現地業務開始後にワークプラン案をC/P機関等の関係者に説明し、本業務の全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。協議の結果如何により、必要に応じてワークプランを修正した上でC/P機関等と合意し、ワークプランを確定する。

(3) PDMの指標の設定

R/Dに添付のPDMに記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標につき、本業務開始4ヶ月を目途に既存の資料、データのレビュー及びC/P機関等と協議を行い、指標の目標値、基準値が未設定な項目の設定、必要に応じた項目の追加、変更等を行い決定する。なお、基準値及び目標値を設定する際は、事前にJICAと協議を行い、合意を得た上でモンゴル側と協議すること。

(4) 成果1「Concept of "Bridge management cycle" is widely understood, and guidelines and/or manuals regarding inspection, evaluation, priority assessment and selection of measures are developed.」の発現に向けた活動

モンゴルのMRT、UBCでは、道路維持管理に関して現状では舗装の維持管理（舗装修復等）が中心であり、橋梁の維持管理では損傷した橋梁付属物の補修、取替えや緊急復旧など対処療法的な維持管理業務に限られており、橋梁の健全性を確認するための点検、損傷の評価、予防的、計画的な補修計画の作成などはほとんど行われていない。このため、点検、評価、計画立案、維持管理作業の実施及び実施後のモニタリングといった「橋梁維持管理サイクル」の概念を広く普及させ理解を得る必要がある。このため本プロジェクトでは、「橋梁維持管理サイクル」に関する現地研修（セミナー、ワ

ークショップを含む)を複数回実施し概念の普及を図るとともに、維持管理計画策定に必要な橋梁点検、橋梁状態／損傷の評価、補修補強方法の選定等に関するマニュアル、ガイドラインを作成する。マニュアル、ガイドラインの策定にあたっては、一般的事項に加えモンゴル国内の橋梁の種別、位置、供用年数、特徴、損傷の傾向及び今後の計画等を勘案し、より実用性の高いマニュアル、ガイドラインとすること。

(5) 成果 2「Database system to record information of bridges is developed in nation-wide and UBC.」の発現に向けた活動

MRTではこれまでHDM-4などの道路維持管理のためのソフトウェアやシステムは導入されていない。現在、ADBの支援等により道路台帳を作成中であり、橋梁のリストについてはこのプロジェクトにより作成されている。本業務では、各橋梁の設計報告書や図面等の関連資料の収集、橋梁点検、評価、補修補強方法の提案等を行い、橋梁維持管理のための橋梁データベースを作成する。橋梁データベースの構築にあたっては、モンゴルの橋梁の現状や橋梁数、及び今後の継続的な利活用を勘案し、ソフトウェアやシステムを極力複雑にせず、入出力、更新等のマニュアルを整備するとともに、データ管理の責任部署を明確にすること。

(6) 成果 3「National policy on maintenance and management are developed.」の発現に向けた活動

上述のとおり MRT、UBCでは橋梁の維持管理業務は対処療法的に実施されており、橋梁の維持管理計画は存在しない。そこで、上述の個別の橋梁の点検、評価、補修補強方法の結果に基づき、全国レベル及びウランバートル市内の長期的、中期的な維持管理計画を策定する。本業務では、計画策定に向けた橋梁維持管理体制(責任組織、人員、関係法令、政策、基準等)の情報収集を行うとともに、維持管理方針に沿った維持管理業務の抽出、優先順位づけを行い、必要な実施スケジュールと予算案の作成(コスト積算)を行う。

本成果の発現に向けた活動については、別途派遣予定の橋梁維持管理アドバイザー(JICA長期専門家)が実施する予定であり、本業務では上記情報収集、必要な維持管理業務の抽出、優先順位づけ及び橋梁維持管理計画の基礎データ(スケジュール、コスト等)作成等の橋梁維持管理アドバイザーの支援業務を実施する。また、本業務の実施に際しては、本プロジェクト完了後に MRT、UBC が今後中長期維持管理計画を定期的に更新できるよう技術協力を行うことに留意すること。

(7) 成果 4「Staff members related to bridge / structure maintenance and management in MRT and UBC are trained, and trainings are conducted by Mongolian side.」の発現に向けた活動

モンゴルの MRT、UBC の橋梁維持管理関連部署の職員については、橋梁に関する専門的な技術的バックグラウンドを有している者はほとんどいない。よって、MRT、UBC の関連職員の橋梁に関する技術的能力の確認を行い、橋梁の維持管理計画策定に必要な橋梁維持管理技術者の育成計画の立案、マニュアル・教材の作成を行い(成果 1 で作成したマニュアル、ガイドライン等も本教材の一部として活用可能)、橋梁維持管理(一般論、点検、評価、補修補強方法、計画立案、日本の事例(アセットマネジメント))に関する現地研修(セミナー、ワークショップを含む)を複数回実施する。

現地研修の対象は、MRT、UBC の PIU 配置職員や関連職員の中からマスタートレーナ

一を選定し、マスタートレーナーに対して現地研修を実施する。その後、マスタートレーナーによるモンゴル内の各関連部署や地方事務所等の橋梁維持管理技術者の能力向上が可能となるよう制度、体制を検討するとともに、モンゴル側による研修等の実施状況をモニタリングする。本成果の発現に向けた活動については橋梁維持管理アドバイザーと共同で行うこととし、本業務では特に技術者の育成計画に向けたマニュアル、教材等の作成、現地研修（セミナー、ワークショップを含む）の実施を主体的に行うこととする。

(8) 機材の調達

コンサルタントは、業務の実施に必要な以下の機材を「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年4月）」に沿って調達する。

1) 貸与機材

業務実施期間中、コンサルタントに無償で貸与する機材については、想定していない。コンサルタントが活動に必要なと考える機材については、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等について、プロポーザルにて提案する。

2) 供与機材

本業務では以下の供与機材を想定している。なお、シュミットハンマーについてはUBCが保有している機材を使用可能であるため、シュミットハンマーの機材（リースを含む）等に要する費用を見積もりに含める必要は無い。

ア) データベース用PC 2台

イ) 鉄筋探査機 1台

ウ) コンクリートコア削孔機 1個

エ) テストハンマー 12個

オ) クラックスケール 60個

コンサルタントは業務開始後、現地の状況を踏まえ、上記機材の適切な数量を検討し、仕様を作成し、JICAの承認を得た上で調達を行う。また、供与機材はコンサルタントが調達を行うこととするため、必要な経費を本契約の金額に含め、見積書に記載すること。

現時点では、活動2-3は簡易な梯子等で実施可能と想定しており、橋梁点検用の足場等の使用は想定していない。ただし、現地確認及びC/P機関との協議等の結果、橋梁点検用の吊足場等が必要となる場合は、JICAへ報告、協議すること。

(9) プロジェクト業務進捗報告書の作成・協議

プロジェクト実施期間中に計3回、プロジェクト業務進捗報告書を作成する。作成時期までの活動の進捗状況とそれに伴うプロジェクト目標及び成果の達成状況、プロジェクト実施にあたり工夫した結果ポジティブな成果を得られた事項や残りの活動を実施する際に改善・留意すべき点を中心に取りまとめる。報告書の内容についてはJCCでC/P機関等に説明し、合意を得ること。

なお、本報告書の提出時期は詳細計画策定時に検討した業務の工程を踏まえて以下「7. 成果品等（1）報告書等」に記載の時期を想定しているが、プロポーザルでより適切な業務の工程を提案する場合には、併せてプロジェクト業務進捗報告書（全3回）の適切な提出時期も提案すること。

(10) プロジェクト業務完了報告書の作成・協議

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。また、終了時評価調査は2015年4月に予定していることから、調査での提言を踏まえて改善した結果として得られた成果や調査後に実施した活動とその成果についても整理すること。報告書の内容についてはJCCでC/P等に説明し、合意を得ること。

7. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「4) プロジェクト業務完了報告書」とする。

報告書名	提出時期	部数、仕様
1) 業務計画書	契約締結後10日以内	・和文2部、簡易製本
2) ワークプラン	2013年7月	・和文3部、簡易製本 ・モンゴル語文21部、簡易製本 (うち先方政府分20部)
3) プロジェクト業務進捗報告書(全3回)	2013年12月 2014年9月 2015年7月	・和文3部、簡易製本 ・モンゴル語文21部、簡易製本 (うち先方政府分20部)
4) プロジェクト業務完了報告書	2015年8月	・英文17部、製本 (うち先方政府分10部) ・和文7部、製本 ・モンゴル語文21部、簡易製本 (うち先方政府分20部) ・英文CD-R 6枚 (うち先方政府分2枚) ・和文CD-R 4枚 ・モンゴル語分CD-R 3枚 (うち先方政府分2枚)

注1. 「1) 業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 「2) ワークプラン」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICAと共有する。現地業務開始後にC/P機関との協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にC/P機関の合意を得たものを提出することとする。

注3. 「3) プロジェクト業務進捗報告書」について、C/P機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、和文の報告書のみを含めJICAに提出する(体裁等は問わない)。

注4. 「2) ワークプラン」、「3) プロジェクト業務進捗報告書」、「4) プロジェクト業務完了報告書」について作成するモンゴル語文は仮訳とし、報告書の表紙または裏表紙等に、モンゴル語文は仮訳であり執務参考資料である旨を明記すること。和文からモンゴル語文への翻訳は、モンゴル国内で行うことを原則とする。翻訳料は契約金額に含める予定であることから、必要経費を見積書に記載すること。

注5. 「2) ワークプラン」、「3) プロジェクト業務進捗報告書」で作成する和文について

ては現地での翻訳、通訳事情を勘案したものであるため、業務の実施に支障とならない場合は英文での提出も可とする。英文で提出する場合は、その旨をプロポーザルで提案すること（和文、英文両方を提出する必要はない）。

注6. 「4）プロジェクト業務完了報告書」は、本業務の全活動に加えて、別途派遣予定の道路維持管理アドバイザー（長期専門家、省庁推薦での派遣を予定している）の活動報告書の内容も含めて取りまとめること。

注7. 報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注8. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントとで協議、確認する。

ア) 「2）ワークプラン」

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与事項
- j) その他必要事項

イ) 「3）プロジェクト業務進捗報告書」（全3回）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述）、プロジェクト目標及び成果の達成状況
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) 次期活動計画
- e) 添付資料
 - ・ PDM（最新版、変遷経緯を含む）
 - ・ 業務フローチャート
 - ・ WBS等業務の進捗が確認できる資料
 - ・ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - ・ 研修員受入れ実績
 - ・ セミナー実施実績
 - ・ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - ・ JCC議事録等
 - ・ その他活動実績

ウ) 「4）プロジェクト業務完了報告書」

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- b) 活動内容 (PDM、P0 に基づいた活動のフローに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度 (終了時評価結果の概要等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 添付資料
 - PDM (最新版、変遷経緯を含む)
 - 業務フローチャート
 - WBS 等業務の進捗が確認できる資料
 - 専門家派遣実績 (要員計画) (最終版)
 - 研修員受入れ実績
 - セミナー実施実績
 - 供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
 - JCC 議事録等
 - その他活動実績

(2) 技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接、もしくは C/P 機関を支援して作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、完成後に直近で提出する報告書に添付して提出することとする。

- 1) a bridge inspection manual (活動 1-1)
- 2) an evaluation manual for condition/deterioration of bridges (活動 1-2)
- 3) a guideline for selection of bridge rehabilitation/retrofitting measures (活動 1-3)
- 4) database system to record information of bridges (成果 2)
- 5) manuals for input, reporting and update of bridge database system (活動 2-7)
- 6) a bridge maintenance and management program (long term and/or middle term) (活動 3-7)
- 7) training manuals and materials for capacity development of bridge engineers (活動 4-3)
- 8) 研修、講義に使用した資料類 (活動 1-4、4-4)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方の合意内容に関する文書についても適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS
- 4) 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2013年7月上旬に事前準備を開始し、同年8月上旬から2015年7月下旬（24ヶ月）までの予定で現地での活動を行う。同年8月下旬までに「プロジェクト業務完了報告書」（案）を含む成果品（案）を作成・提出し、2015年9月中旬までに成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：全体42M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／橋梁維持管理／人材育成（2号）
- 2) 橋梁点検
- 3) 橋梁損傷評価／補修対策（3号）
- 4) 橋梁データベース開発
- 5) コスト積算（維持管理予算作成）

(2) 現地傭人

本業務には業務の調整、現地での専門家の活動を支援する現地傭人の配置を認める。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

(3) 通訳

本業務には通訳（モンゴル語、複数名可）の配置を認める。ただし、現地での傭上を原則とする。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

(5) 業務の実施に必要な車両

本業務の実施に際しては、必要な車両をリースすることとしその金額を見積り額に含めること（運転手、燃料等の経費を含む）。ウランバートル市外で活動を行う際は4WDの車両を使用（リース）することとし、その金額を見積り額に含めること（運転手、燃料等の経費を含む）。ただし、ウランバートル市外で活動する際は必要な車両に加えて、故障時等に備え車両を1台追加で併走させることとするが、この追加の車両についてはJICAモンゴル事務所より貸与することから、この金額を見積り額に含める必要はない（運転手、燃料等の経費も計上は必要ない）。

なお、ウランバートル市外の活動時に車両の貸与が必要なことから、その時期についてはプロジェクト開始後にJICAモンゴル事務所と十分に調整するとともに、使用中の車両はコンサルタントの責任において適切に管理すること。

3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) プロジェクトの執務スペース（執務に必要な机、椅子等の機器は含まない）及び電気、電話、暖房等の基本的なユーティリティー設備の提供
- (3) 本プロジェクト実施に伴う各種経費（例：活動の一環としてウランバートル市内外で実施する OJT、セミナー、講義等に参加する MRT、UBC 職員の旅費・日当）

4. 配布資料

【配布資料】

- (1) 「モンゴル国道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト」要請書
- (2) 「モンゴル国道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト」R/D

【貸与資料】（経済基盤開発部より貸与）

- (1) 「モンゴル国ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業準備調査」構造物現況調査報告書（案）

注）本調査は現在実施中であるため、報告書等は公開されていない。

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、ベースライン調査など現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

6. 安全管理

モンゴルは、現時点（2013年3月末）で外務省の渡航情報（危険情報）において、危険情報は出ていないが、外務省ホームページ等に掲載されている最新スポット情報や安全対策基礎データ等を参照の上、安全対策に心がけること。また、ウランバートル市外で橋梁点検等の業務を実施する場合は、C/P 機関や JICA と協議、確認の上、必要な安全対策を講じること。なお、ウランバートル市外での活動に必要な安全対策費用は、モンゴル側が負担することで合意している。

7. 見積りの分離

上述、「第2 業務の目的・内容 5. 実施方針及び留意事項 (4) C/P の本邦研修」に示す C/P の本邦研修については、プロジェクト開始後にコンサルタントが進捗や成果の発現状況を踏まえ、JICA に本邦研修の時期、人数及び詳細な研修内容を提案することとしている。今後、業務の具体的内容が固まった際に契約変更等により対応することとするため、見積価格を提示する必要はない。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、全期間（2013年6月下旬から2015年9月下旬まで）を一括で、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結する予定であるため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することが可能である。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は不要とする。

(2) 部分払い

本業務においては、契約期間が27ヶ月の長期に及ぶため、プロジェクト業務進捗報告書（全3回提出予定）を中間成果品として、部分払を認めることとする。

(3) プロジェクト名称

本プロジェクトの名称は、要請時は「道路・橋梁建設施工技術改善プロジェクト (Technical Cooperation Project for Capacity Development on Sustainable Bridge Maintenance and Management in Ulaanbaatar City, Mongolia)」であるが、詳細計画策定時等に合意した協力内容を適切に反映するため、「橋梁維持管理能力向上プロジェクト (The Project for Capacity Development on Bridge Maintenance and Management)」に変更するよう、関係機関と協議・手続き中である。

以 上